

# プライバシー権についての考察

三 島 宗 彦

## 一 プライバシー権の由来

最近法律家の間でプライバシーの権利 (right of privacy) ということが主張され始めている。嘗利本位の政策に毒され、ジャーナリズム本来の使命を忘却したある種の新聞雑誌等において、興味本位の記事を掲載したり、「売らんかな」の物語や報道を記述したりする傾向が必ずしも少いとは言い難い現状からして、法律家がこのような権利に注目しだしていることは、誠に正当な態度だと考えられる。プライバシー権の内容を正確に規定することはかなり困難なことであるが、要約すれば「私生活の自由を享受する権利」とでも解しうるであろう。したがって私生活の公開を欲しない本人の意思に反して、記事の対象とし社会一般の眼にさらすことは、各人のもつ私生活の自由を不当に侵害することになる。報道の自由乃至は言論の自由も、ここに限界を画される必要がある。しかし、かような権利を一旦認められた場合、言論の自由との間を如何にして調和を計るか、相当にデリケートな問題を発生させることにもなる。プライバシー権をとにかく承認し始めているアメリカにおいても、賛否両論が激しく闘わされる所以である。しかしまた、「報道には大胆、人権には小心」という標語を掲げるに至ったわがジャーナリズムの問題としても、上述のような傾向の存する限り、充分関心を払ってよい問題だと思われる。

本稿ではアメリカ各州でこの権利が如何なる場合に認められるに至っているかについて、主として Swindler の著述

と資料<sup>(2)</sup>に因りながら、これを明らかにするとともに、わが国の問題として如何に処理すべきかの考察を加えることとしたい。

× × ×

ブライバシー権がアメリカで認められるようになったのは比較的新しいことである。一八九〇年に Harvard Law Review に発表された Brandeis と Warren の論文<sup>(3)</sup>を契機として、裁判所ならびに法曹会の注意をひくに至つたもので、その後若干の州立法法ではこの権利が承認され、数州では普通法の一適用としてこの原理を確認したところもあつた。しかし他方では数州でこの権利の承認を拒否して来ている。そこでまず Brandeis と Warren の右論文の要旨を紹介してブライバシー権の由来を訪ねることにしよう。

ブランドアイスは言う。「各個人が人格および財産について充分な保護を与えられるべきことはコモロオーの歴史とともに古い原理の一つである。しかしまた各時代ごとに事新しく、かかる権利の性格と限界とを正確に定義づけることも必要とされてきた。政治的、社会的および経済的変化は、新しいものもろの権利の承認を必要とするものである。そしてコモロオーは永遠の若さをもって、かかる社会の要求に應ずるよう成長を続けてきている。かくて極めて古い時代には、コモロオーは生命および財産に対する物理的妨害に対してのみ救済を与えた。その当時は生命権 (right to life) も種々の形の殴打から本人を保護することにのみ用いられた。自由 (liberty) とは現実の妨害からの自由を意味したのであつた。財産権は各人にその土地と家畜とを確保することだとせられた。しかし後になって人の精神的なものすなわちその感情と知性とが承認されるに至つた。次第にこれらの権利の範圍は拡大されて行つた。かくて現在では生命権は生活を享有する権利——孤独でいる権利 (the right to be let alone) を意味するようになった。自由権は拡大されたものもろの市民の権利行使を保障するし、財産という術語はあらゆる形態の所有——有体のもものも無体のもものも含めて——を包含するに至つた。

ところでプライバシーの侵害行為は表面上名誉棄損行為と類似する。名誉棄損に対する救済は、単に傷けられた感情のみの処理をなすもののように思われるからである。しかし名誉棄損は、ただ社会的評価に対する侵害すなわち友人の評価を低めることによつてなされる、その個人の社会的な、対外的な関係に対する侵害のみを取扱うのである。ある人についての公表が広く回覧され、しかも公開するのに適しない場合であっても、それが訴権を成立せしめるためには、その人の交友関係を侵害する傾向をもたねばならず、またそれが筆写や印刷による場合でも、友人達の憎悪や嘲笑や侮辱の対象たらしめる程のもでなければならぬ。すなわち原告の自分自身に関する評価および感情に對して及ぼす公表の効果は、訴因の重要な要素を構成するわけではない。端的に言えば、*lander* や *Irish* の法で認められた非行およびこれに伴う権利は、その性質上、精神的なものと云うよりも物質的なものである。右の法分野は単に有体財産に関する保護を社会の繁栄に必要なしは有益な若干の条件に拡大したに過ぎない。他方において英米法は単に感情に対する侵害については補償を与えるという法原理を認めていない。たしかに感情に対する侵害も、その侵害行為に法的な侵害が随伴する場合には、賠償額の算定に際して考慮されることがある。しかし英米法体系ではローマ法と異つて、単なる罵詈や侮辱からひきおこされる、あるいは他人の名誉に対する故意かつ不当な侵害からひきおこされる精神的苦痛に對しても、それだけでは救済を与えようとはしないのである。<sup>(4)</sup>

しかしながら、コモントローがプライバシーの侵害に適用される法原則を承認し支持するためには、なにも名誉棄損法の類推によるということは必要でない。何故なら、知的および芸術的財産に関するコモントロー上の権利として通常定義されているものの違反についての法原理は、プライバシーについての一般的な権利の実例であり適用であるにすぎないと考えられるからである。そしてプライバシーの権利こそは正当に理解する限り、いま問題にしている非行に對する救済を与えるべきはすなわちそのものだからである。

コモントローは通常各個人に對し、自己の思想や感情をどの程度に他人に伝達するかを決定する権利を保障してい

る。アメリカの政治体制の下では、人は証人席に立った場合を別として、思想や感情の表現を強いられることはない。またたといそれを表現した場合でも、人は一般にどの程度公開するかの限度を決定する権限を保留しているのである。かような考察は、著述または芸術の手段を通して表現された思想や感情はそれが公表を妨げるものである限り、それに対し与えられる保護は、より一般的な「孤独でいる」権利の一例にすぎないという結論に導くであろう。それは、ぶたれない権利、拘禁されない権利、不当に訴追されない権利、名誉を棄損されない権利と同様のものである。コモロオーによって認められた他のあらゆる権利におけると同様に、これらの権利には所有しまたは所持される実体が存している。それ故に、すなわちそのことが財産権の特性であるから、それらの権利を財産権と呼ぶことの妥当性が存するのである。しかしながら、明らかかなように、通常かかる術語に包摂されるものとこれとの類似性はほとんどない。個人の著述ならびにその他の製作物を保護する原理は、窃盗および物理的盗用に對するものではなくあらゆる形式の公表に對するものであるから、まさしく私的財産権の原理ではなく不可侵の人格権の原理なのである。

このような結論にして正しいとするならば、新聞または写真などの企業によってであれ、レコード、映画などの所有者によってであれ、各個人のプライバシーに對する各種の侵害から保護する原理を現在のコモロオーは提供するものと言わなければならぬ。提供される保護については、裁判所は、特定の手段または表現形式のとられる事件や知的所産に限定すべきではない。文学的作品に對すると同様の保護は、音楽的作品またはその他の芸術的作品に表現される感情に對しても提供されなければならない。思想や感情が永久的な形式で表現されると否とは、かかる保護を左右する理由とはならない。したがってまた、かくして保護される権利はその本質が何であるかはさておき、契約や信託から生ずる権利ではなく、対世的な権利である。そして上述の点から理解されるように、この権利を保護する原理は私有財産保護のそれではない。私的な文書やその他の知的、情的所産を保護する原理はまさにプライバシーの権利であり、かつこの権利を各個人の外觀、言行、家庭の事情または対人関係の保護へと拡大するためには、何等別に新

しい原理を必要とするものではない。」

右の論文が発表されてから、法曹界には広範な賛否両論が展開された。また今日に至るまで多くの裁判においてもこのことが問題となつた。しかしブランドアイズ、ウォレンの主張に沿つた積極的な動きは緩慢であつた。そしてかかる権利を認めるべきだとするなら、判例法の形においてでなく特別法制定の形式によつてなすべきだとする見解が強まつていつた。一九〇二年にニューヨーク州控訴裁判所がとつた態度がまさにそれであつた。被告製粉会社が原告（婦人）の許可をえないで勝手にその肖像画をメリケン粉の外箱に複写し、広告として使用したというケースであつたが、四対三の際に差で敗訴を言渡した、判決理由はつぎのようであつた。

「いわゆるプライバシーの権利なるものは、その言葉が示すように、人はもし本人が希望するならば、その写真を公表されず、その企業について討論されることなく、その成功した経験が他人の利益のために記事にされることなく、その奇行がビラや回覧文やカタログや雑誌や新聞によつて批判されることなく、この世の中を渡つて行く権利を持つてゐるとの主張、およびこのことから必然的に、書かれたり公表されたりしてはならないことがらは、それが好ましいことか否かに関わりなく、口外されるべきでもないという主張に基いてゐるのである。多くの人は自分の肖像が広告のチラシなどに載るよりも、チャンとした雑誌や著名な新聞紙に現れることを好むであろうが、この事件について本裁判所が承認を求められている原理は、等しく両方の場合に適用するべき原理なのである。何故かなら、衡平法を取扱う裁判所として本訴訟で救済を求められている原理は、プライバシーの権利が実在すること、したがつてそれは衡平法上の強制が可能であるということであり、さらには他人の肖像の公表は、たとえそれが街頭の無作法なカメラマンによつて撮られたものであるうとも、各個人はその交友知人以外の範囲の人々に自己の容貌を知られたくない権利を持つてゐるといふ理由から、衡平法上抑制できるということなのである。

かかる権利が衡平法裁判所の判決を通して確立されるならば、論理的な必然としてその適用は無限に拡大され裁判

所は馬鹿氣た訴訟をも受理を余儀なくされるであろう。何故ならプライバシーの権利が法的な原理としてひとたび樹立されるならば、肖像の公表に限定することは不可能であり、必然的に小説や批評文（他人の外観、行為、習慣または家族関係に関する）の公表をも包含しなければならなくなる。また同様にして口頭で述べられた場合でも孤独でいる権利の侵害を認めねばならなくなる。そして裁判所はそれら一切の場合に、差止命令による救済を与えるか、損害賠償で充分なときにはそれによる救済を与えるかして、プライバシー権の存在を認定するほかはないのである。

これに反して立法当局こそはかかる乱用に干渉し、何人も利己的な目的のために他人の肖像や氏名をその同意なくして使用することは許されないと規定することができるのである。このような場合には、立法によって規定される事件のみ適用されるわけであって、法体系に無用の紛糾が生ずるようなことはない。けれども判例法によって樹立された原理に従って裁判する裁判所では、古い原理の、極端なしたがってまた不当な適用によってつくられた先例には当惑せざるをえないのである。

プライバシー権の創設者たちの論文を検討した上でなお、われわれはつぎの結論に到達せざるをえない。いわゆるプライバシー権なるものは未だわれわれの法分野において承認をうけるべきものでない。われわれの見解では、裁判所および公衆がこれまで導かれてきた確定した法原理に対し暴力を加えることなしには、かかる原理は確立されないということである。」

このような多数意見にくみしないグレイ判事 (Justice Gray) の少数意見もあつた。ブランドイスらの見解に沿つたとみられるこれらの少数意見はつぎのように言うのであつた。

「プライバシー権すなわち各人が孤独でいることの権利は、裁判所の承認なしには存在しない人格権である。それは各個人の人格の自由という権利に対する補完物である。個人は常に自分自身のものを排他的に使用し享有することを保護される資格を認められてきた。コモンローは個人の人格と財産とを不可侵のものと考えてきた。したがって

各人は孤独でいることの絶対権を保持しているのである。すべての人は人格権の行使および財産の使用に際して、他人の権利と財産とを尊重しなければならぬという原理は、秩序ある社会では最も基本的なことがらなのである。……もしも肖像がプリントによる公表という手段によって、利益獲得のための商業的使用その他に供されることが許されるとするならば、個人のプライバシー侵害行為は身体に対する攻撃よりも怖ろしくかつ痛切な結果を招来するであろう (than an act of invasion of the individual's privacy results, possibly more formidable and more painful in its consequences than an actual bodily assault might be) 人格の保障は財産の保障同様に必要な……。』

右のような意見は、しかしながら結局裁判所の大勢を制することができなかつた。そこでニューヨーク州議会は判旨に沿つて、翌一九〇三年、広告または商業上の目的のために生存者の氏名、肖像画またそこでは写真を本人の書面による同意をえずに使用することを禁止するための法律を制定した。<sup>6)</sup> ユタ州では一九〇九年、バージニヤ州では同一九年に同様の立法がなされた。またその間、一九〇五年には、「ある程度の制約はあるが、プライバシー権は、市民法原理によつて承認され、かつこの州では、何人も法の正当手続によるのでなければ自由を奪われることはない」と規定している合衆国憲法および州憲法の双方によつて保障された自然法に由来する権利である」と述べたジョージヤ州最高裁の判決が現れている。同判決はさらに、「プライバシー権は自然の本性にその基礎を置いている。健全な常識の持主は誰でも、社会を構成する各人については私的なことがらと公的なことがらとの二つがあることを認めるであらう。すべての人は本能的に、公共社会が私的な性質の権利を公的な性質の権利について制限を加えるのと同様に制約すること、激しい憤りを感じるものである。したがつて純粹に私的なことがらに關してのプライバシー権は自然法に由来する」と言つており、またブラックストーン (Sir William Blackstone) が各人に生来与えられている絶対権として人格保障の権利 (right of personal security) と自由権 (right of personal liberty) とをあげ、前者には各人がその生活、手足、身体、健康および名声を完全に享有する法的権利が含まれること、後者には居住、移転の自由すなわち法の正当手続

による場合 (By due course of law) を除き、自分の好むところに従っていかなる場所へも自由に (without imprisonment or restraint) 移動する権能が含まれることを指摘していることも傍証として述べている。

このように人格権の承認ということから当然に帰結される権利としてプライバシー権を確認する行き方のほかに、三〇年代になると州憲法にその主なる根拠を求める判例もあらわれた。

「制定法の規定を欠く場合には、他の州で認められているような形での不法行為訴権の基礎としてのプライバシー権が、カリフォルニア州にも存在すると結論を下すことには、われわれとしても躊躇せざるをえない。しかしながらわれわれは、わが州の憲法には、他人による不当な侵害を受けることなしに安全と幸福とを追及し獲得する権利を承認する、と思われる条文が含まれていると考えるものである。

カリフォルニア州憲法第一条第一項はつぎのように規定している。

『すべての人は生来自由、独立であり、かつある種の不可譲の権利を保有している。それらの権利の中には、生活と自由とを享受し擁護する権利、財産を獲得し所持し防衛する権利、および安全と幸福とを追及し獲得する権利が含まれる。』

幸福を追及し獲得する権利は、わが州の憲法によって、すべての人に保障されている。この権利には本来、自己の自由、財産および名声に対する他人の不当な攻撃にさらされることなく、生活を送る権利が含まれている。実直な生活を送っている人は誰でも、自己の性格、社会的地位または名声に対する不必要な攻撃からの自由を含むところの幸福追及の権利を持っている。』

このようにしてプライバシー権は、あるいは立法を通して、あるいは判例法の展開によって、漸次承認されて行く傾向にある。われわれはつきにこの権利が現在いかなる場合に認められているかを判例を通して検討しなければならぬ。



【註】

- (1) 河原「言論及び出版の自由」第七章プライバシーの権利、戒能「新聞と人権」（日本新聞協会編「新聞の責任」所収）。
- (2) Swindler, *Problems of Law in Journalism*, MacMillan, 1955. この書物は新聞の自由、名誉棄損、プライバシー権、著作権、新聞界の労使関係、広告、ラジオなどに関する法律問題を取扱ったケースブックである。したがってプライバシーに関するニュースもかなり多く登載されており、本稿は主としてこれを資料とした。このほか、Thayer, *Legal Control of the Press*, 1956. を参照するところがあった。
- (3) Brandeis & Warren, *The Right of Privacy*, 4 Harv. L. Rev. 193, 1890.
- (4) 名誉棄損の要件については、精神的苦痛のほかは社会的評価の低下ということが必要とされる。その一例を示せば、  
“Libel is a malicious published statement which is false and which holds up the person injured to public hatred, scorn, contempt, or ridicule, or adversely affects him in his business or professional capacity.” (Swindler, *Problems of Law in Journalism*, p. 104); “A Communication is defamatory if it tends so to harm the reputation of another as to lower him in the estimation of the community or to deter third persons from associating or dealing with him” (Restatement of the Law of Torts, §5559)
- (5) *Roberson v. Rochester Folding Box Co.*, 171 N. Y. 538; 64 N. E. 442 (1902).
- (6) Section 50 of the New York Civil Rights Law states, “A person, firm or corporation that uses for advertising purposes, or for the purposes of trade, the name, portrait or picture of any living person without having first obtained the written consent of such person, or if a minor of his or her parent or guardian, is guilty of a misdemeanor.”
- (7) *Pavesich v. New England Life Ins. Co.*, 122 Ga. 190; 50 S. E. 68 (1905).
- (8) *Melvin v. Reid*, 112 Calif. App. 285; 297 Pac. 91 (1931).

二 プライバシー権の侵害を認められた事例

プライバシー権そのものを承認するとしても、その要件をいかに規定すべきかはデリケートな問題である。報道の自由あるいは公共の関心との間をどう調節すべきか、この問題を取扱った裁判所は一樣にこの点について深く考慮する

ことをせまられた、カリフォルニア州控訴裁は係争事件を処理するに当って、その一般論を展開した中で、つぎのように述べている。<sup>(1)</sup>

「判例、学説に基いた若干の一般原理は、この原理を認める州も認めない州も含めて、それらの州の慎重に考慮された判決を一貫しているように思われる。われわれはこれをつぎのように要約できると思う。

(一) プライバシー権は初期のコモンローには認められなかった。

(二) それは人格権の侵害であつて財産権のそれではない。——それに対して賠償の権利がいくらかの州で認められている不法行為の一種である。

(三) それは一身専属的な訴権であり、本人の死亡とともに消滅し残存することはない。

(四) 係争事件となつていことがらを本人自身が公表した場合および公表することに同意した場合には、この権利はもはや存在しない。

(五) 当人が著名な人物になり、その結果として生涯を公共社会に捧げた場合には、この権利はもはや存在しない。彼はそうすることによってプライバシー権を放棄したのである。すでに公共的となつた生活には、プライバシーというものはありえない。

(六) ニュースおよびニュース的な事件の報道には、この権利は存在しない。また公衆が正当な関心を抱く人物の生活上のことがらを論ずる場合も同様である。さらに公職の候補者のように、それに関する情報が公共の利益 (public benefit) である場合にも存しない。

(七) プライバシー権は、印刷、筆写、絵画その他の永久的手段による公表 (permanent publication) またはその再生産によつてのみ侵害されるものであり、単に口頭による公表では侵されない。

(八) これに関する訴権は、その公表が収入または利潤のためになされる場合に生ずる (この要件は、しかしなが

ら、若干のケースでは疑問視されている。」

右の要約は、プライバシー権が認められたケースおよびそうでなかったケースを通観してえられたものであり、プライバシー権の性格を両側面から明らかにしたものと云いうるであらう。そこでわれわれはこの要約を裏付けるべき諸事例を示すことによつて、問題の権利の内容をうきぼりにしたいと思う。

(1) 他人の氏名、肖像を無断で使用した場合、とくに広告、宣伝のためにこれを無断使用した場合——代表的な事件としてパベジツヒ事件がある。この事件は、さきに触れたように、ジョージヤ州最高裁の事件であるが、事案はつぎのようであつた。ある生命保険会社が地方新聞に二人の男の写真入りの広告を掲載した。そして原告パベジツヒの写真の上には、「直ぐ加入しなさい。この人は加入した人です」との見出し、もう一つの汚い服の病人じみた顔の人の写真の上には、「加入できるうちにおきなさい。この人は加入しなかつた人です」との見出しがつけられてあつた。さらにパベジツヒの写真の下には、「私は健康で働き盛りの時代にニューイングランド生保会社の保険に加入した。そのため今日では私は払込んだ保険料に基いて年金を受領しており、家族は生活を保障されている」との言葉が付記されていた。裁判所は原告の主張をいれ、無断広告だとしてプライバシー権の侵害ありと認めた。

このほか、肖像の無断使用そのことについてはプライバシーの侵害を原理的に認めながらも、同意があつたことを理由に(この理由は疑問視される)これを認めなかつた事件があるが、次節で論及することにする。なおこの問題は、ニューヨーク、ユタ、バージニアの諸州では立法的に解決されていることについては、すでに触れた。

(2) 他人の過去の経歴を曝露した場合——メルビン事件が著名な事例である。ある婦人は若い時に娼婦であつたが、殺人事件に加わり、裁判の結果無罪となつた経歴の持主でもあつた。後年結婚して前歴を知らない友人知人の間で尊敬を受けるようになっていた。ところが一映画会社が公判の記録に基いて映画を作製し、しかもそれに実名を使用したため、その婦人は名声を失墜し交友関係を絶たれた。判決では、原告の過去の生活を描写した点は公の記録に

よつたものであり、プライバシーの侵害を認められないが、原告の実名を広告および映画に使用した点について侵害ありとし賠償を認めて、その理由をつぎのように述べた。

「われわれの構成する社会およびわが刑罰制度運営の主要目的の一つは、転落者の更生と犯罪人の改善にある。かかる社会観の下では、不幸な人々を打ちのめすことなく、これらの人々を向上せしめ援助してやるのが、われわれの目的である。ある人が自分自身の努力によって更生している場合、われわれ正常な思考力をもつ社会の構成員は、本人を恥辱や犯罪の生活に追返すことなく実直な人生行路を歩み続けることを許すべきである。不正な生活を送り通した盗人さえも臨終に際してはさんげすることが従来から許されてきた。

われわれは、原告が悔改めた後において、その過去における芳しくない出来事を実名を使用して公表した被告の行為は、われわれのもつ道徳や倫理のいかなる基準によつても正当視さるべきではないと信ずるのである。かつまたこのことは、わが州の憲法によつて原告に対し保障された不可譲の権利すなわち幸福を追及し確保する権利の直接の侵害であると信ずるものである。」

したがつて、このような判例理論は、当人が公職の候補者であるとか、あるいはすでに公職にあるような場合には、過去の経歴を暴露することに公共の利益があると考えられるから、適用されないわけである。<sup>5)</sup>

(c) 他人の特異な体質、病氣等を暴露した場合——ミズーリー州最高裁の判例をあげておこう。原告は婦人で異常な食欲昂進症にかかり入院加療中であつた。ところが被告新聞社の記者は、同意をえずにベッドの婦人の写真を撮り、《飢えている大食漢》という見出し付で報道した。裁判所は原告請求を認めた判決の中でこう言っている。<sup>6)</sup>

「原告は、自分の病氣に関する記事または写真が公表されることに同意しなかつたばかりでなく、インタビュウにきた記者に対し一切の公表を抗議したこと、およびその写真は、一人の記者が公表に同意するよう説得している間に他の一人によつて撮られたものであることが示された。たしかにプライバシー権なるものが存在するとしたら、自宅

または病院においてひそかに治療をうける（少くともそれが伝染性であるとか他人に対して危険であるとかということのない限り）権利はこれに包含せらるべきものと考えらる。」

奇病や特異な体質というものは、たしかに一般社会の好奇心をそそるし、またすくなくとも社会の関心事であることに違ひはない。また場合によってはかかる報道も公共の便宜であることもないではあるまい。しかしどう見ても公共性の要請が私秘の権利に超越するほどのことがらではない。したがってこのような場合にはプライバシーの尊重が要請されるのである。

(二) ニュース的事件の悪用された場合——ニュース報道にはプライバシーの侵害は成立しないこと後述の通りであるが、ニュース事件も、単にニュースとしての報道たる性格をもたなくなつた場合は別である。代表的ケースである、レバートン・ケース<sup>7)</sup>の事案はつぎのようであつた。

ある幼い少女が自動車に轢かれた。同行の婦人が脚の介抱をしている時に、新聞の写真班が現場を撮影し翌日の地方紙に掲載された。この写真はその後通信社を通して二〇月後に中央の雑誌に転載された。その雑誌は、「They Ask to Be Killed」と題する論説の写真としてこれを利用した。またこの写真には、《学校における安全教育は子供の事故をかなり減少せしめたが、交通機関による突発事故は人々の注意力を上廻る場合があつて高価な通行税となつてゐる》との説明がつけられていた。さらにその説明の横には、《あなたは自分の不注意で惨事をひきおこそうと思ひますか？数千人の人々が交通安全の法規を無視して自殺行為に出ている》との囲み記事もあつた。右のようにして、この写真は全く被害者の不注意により招いた事故の例証として利用されたのであつた。一審判決を支持した控訴裁は、大要つぎのような理由の下にプライバシー権の侵害を認めた。

「この写真の一度目の掲載は訴権を成立せしめるものではない。もしそうだとしたら、個人の孤独でいる権利を、公衆の知る権利に比して不当に尊重することになる。したがって本件の問題はつぎの二点にある。(1)事故の直後に

掲載された最初の写真報道における特権が、二〇月という時間の経過によって二度目の写真報道においては失われるか否か？ (2)もし特権が時間の経過によって失われなかったら、ニュース報道と関連せずに通行人の交通事故という論文の例証として写真を利用することによって、この特権は失われぬか否か？ 第一点については、原告がいったん事故によって公衆の関心の的になつた以上、多少の時間的経過によつても、その公表および再刊行が特権を失うものとは考えられない。このことについてはシデイス事件の先例もあり、われわれは意見を異にする理由を見出せない。つぎに第二点であるが、第一の報道と第二の報道とは、その目的が異なる。前者は純然たるニュース報道であつたが、後者はW氏の交通問題に関する論説の例証として利用されたものであつた。この目的の変化ということが特権を失わしめるものであろうか。後者の場合、写真の使用が営利的 (commercial) だという主張もあるが、その点第一の報道として付随的に営利を目的とする点 (新聞社も雑誌社も営利を度外視するものではないから) で同様であるから容れられない。

しかし結論的に言つて第二の写真公表は、原告のプライバシー権侵害として訴権を認めるべきだと思ふ。二度目の公表は、彼女の事故を取扱つたものでは全くない。それは交通事故と通行人の不注意とに關する一般論である。しかもわれわれが知りえた事実によれば、この事件の場合この少女には不注意は全くなく、かえつて運転手の側にあつた。しかるにこの写真は、原告が自分自身の不注意によつてわずかに死を逃れる傷害を受けたと思わせるような見出しを付して掲載されたのである。前掲のような見出しがつけられたことなどを総合して考えると、(傍点の部分、筆者挿入)、原告はいつたん交通事故に關する報道の対象となりはしたものの、この場合、通行人の不注意に關する恐しい実例 (写真による) とされたのである。このことが特権の限界を逸脱せしめるものと考ええる。

適切な例とは言い難いが、マウ事件<sup>(8)</sup>はよく似たケースである。ギャングに襲われた不幸な経歴をもつ男がいたが、その事件に尾ひれをつけてラジオの娯楽番組に利用されたことがあつた。ホールド・アップそれぞれ自体のもつニュース

パリューはもちろん交通事故のそれに比敵する。しかしその事件が公衆の娯楽の対象にさせられたとき、右事件を取扱った裁判所は特権の範囲を逸脱すると判断した。われわれも本件について同様に考えるのである。」

(オ)右のほか、債権者が債権回収の目的で債務者の負債を公の場所に掲示した場合も、プライバシーの侵害ありとせられたことがある。<sup>(9)</sup>

右の例示から理解されるように、名誉棄損の場合と異って、プライバシー権が問題とされるときには、真実は免責理由とならない。<sup>(10)</sup>むしろ公表されたことがらが、個人の私生活に関する真実であればあるほど、その侵害が問題となるのである。

- (1) *Melvin v. Reid* (1931).
- (2) *Pavesich v. New England Life Ins. Co.* (1905).
- (3) *Johnson v. Boeing Airplane Co.*, 262 P. 2d 808 (1953).
- (4) 前註(1)および前節註(7)参照。
- (5) 公衆の前に現われ、そこで活動する者は、孤独でいることの権利を返上したものと解しえよう。いたずらに他人の過去をせむることは上品な趣味とは言えないが、それはモラルの問題であってプライバシー権の問題ではない。なお次節参照。
- (6) *Barber v. Time, Inc.* 348 Mo. 1199, 159 S. W. 2d 291 (1942).
- (7) *Leverton v. Curtis Pub. Co.*, C. C. A. 3rd: 192 Fed. 2d 974 (1951).
- (8) *Man v. Rio Grande Oil, Inc.*, D. C. N. D. Cal. 28 F. Supp. 845 (1939).
- (9) *Brents v. Morgan*, 299 S. W. 967 (1927). 河原前掲書一三三頁参照。
- (10) 真実が民事名誉棄損事件において免責となることは一八七七年のキャスル事件(*Castle v. Houston*, 19 Kans. 417)以降ほぼ確立されている。しかし最近では、それだけでは完全な免責とならず、これに加えて善良な動機(*good motives*)と正当な目的(*justifiable ends*)とに出た場合初めて完全な免責となるとする州がかなり多くなって来た。

### 三 侵害を認められなかった事例

前節では、われわれはプライバシー権の認められた側面を考察したので、今度はこれを反対の側面から見ることに  
よって、その全貌を明らかにしたいと思う。

(1) 係争問題の公表に本人が同意した場合——この事例としては前節で触れておいたジョンソン事件がある。この事件の発端は以下の通りであった。原告はボーイング航空機工場の機械工であったが、作業時間中に特殊の工具を展示するスナップ写真の撮影にポーズをとった。彼は当時その写真を何のために使用するか深く注意はしなかった。しかし後になってフォアマンとの会話を通して、それが多分工場発行の機関誌に掲載されるものと思い、別に異議を申立てなかった。しかるに後になって会社は原告に何の相談もなく、全国的な雑誌の広告にこれを使用したのであった。

損害賠償の申立を受けた裁判所の判断は、原告は自分の写真が公表されることを承知しており、これに敢えて反対しようとしなかったから、プライバシー権を放棄したものと考えられるというであって、その請求を認めなかった。

同意を与えることによって、プライバシー権は放棄されるとの原則そのものは、プライバシー（私的秘事）ということの語義自体からでてくる当然の帰結ということができようが、本件のような場合をも同一視することには大きな疑問がある。判旨の立場は、一つの形で公表の同意は他の形式による公表についても訴権を喪失せしめるというにあつて、正当な態度とは言えない。公表には程度の差がある以上、同意があつたからと言つても本人の意思とは関係なく無制限にこれを公表してもよいという理窟はでてこないはずである。また報道写真としての使用と広告写真としての使用とは、事態は異なるというべきであつて、前者についての同意が後者についての同意を包含するとは解されないものである。



(四) 本人が著明な人物である場合——この事例としてはシデイス事件<sup>3</sup>が有名である。一九一〇年当時十一才になる W. I. Sids という数学の天才少年がおり、著明な数学者達の前で講義をしたこともあった。十六才でハーバード大学を卒業したが、後年ボストンの下町で哀れな生活を送るようになった。数年後雑誌 New Yorker は彼を主役とした物語を掲載し、その中で彼の全生活面での没落を記すとともに、昔の生活からの急激な変動に対する本人の感想などを載せた。プライバシーの侵害ありや否やの回答をせまられた裁判所は、このような公表が、かつて公的な性格の持主であり、以来私的生活隔離の自由を奪われた人物の容謝のない暴露であることは認めたのであるが、侵害の成立はこれを認めなかった。判旨は言う。

「有力な反対論があるにもかかわらず、われわれは私的な生活のすべてのことがら、新聞のせんさくから免れて自由であるとは考えていない。すべての人は、情報を入手する公衆の利益が各個人のプライバシーの欲求を上廻る場合のあることに同意するであろう。すくなくともわれわれは、公的な生活に踏込んだ者の私的な生活がある程度せんさくすることは許されてよいと思う。

シデイスはかつて著明な人物であった。天才として社会の驚嘆と好奇心とをかきたてた。彼には偉大な業績が期待されていた。当時彼がいかに公共の関心を拒否したとしても、彼の異常な能力と人物とは、関心を充分に許容するだけのものがあつた。その後彼は次第にその影を薄くして行つたが、初期の期待を裏切らなかつたかどうかについての疑問に対する回答を含んだ経歴の公表は、依然として社会の関心事たるを失わない。ニューヨーカー誌の本論説は異常な人物の生涯を描写したものであり、かなり普遍的なニュース的興味をも保持するものであつた。

われわれはもとより、印刷された事項のニュース・パリュエーがつねに責任を阻却しうるものであるか否かについて、明確な判断を有するものではない。真相発表も場合によつては、当事者の立場から見てもあまりにもうがちすぎていて、社会通念としての礼儀を無視することがありうる。しかし著明な人物について見た場合、その人の服装、話術、習慣、

および容貌などに関する真正な評価は通常かかる境界線を越えるものではない。賞めたことではなかるが、隣人や著明な人物の不幸や欠点は、他の多くの人々の関心と論議的である。社会の大多数の人々がこのようであるとするならば、新聞、図書および雑誌においてそれが記述されることを禁止することは、裁判所として賢明な態度ではあるまい。」

右の論旨には原則として賛成するほかはない。そしてかかる原則が、重要な公職にある者や公職の候補者について適用されることにも、異議はない。しかし社会の関心にも限度があることを忘れてはならない。重要な公職にある者の生活に関心がよせられることは当然のことではあるが、それは公職に関連のある範囲内であろう。たとえば家族関係の秘事を覗見することをさえも正当視するものではあるまいと思われる。<sup>3)</sup>

(イ) 当該事項に社会的関心がある場合、したがってニュースとして報道された場合——係争事件としてはこの種のものが最も多いし、報道の自由と関連する問題として微妙なものがある。まず事例を示して行こう。

第一の事例は、原告が大金を強奪されたので犯人の逮捕について警察署長と相談中、その写真を無断で撮られたというケースであった。<sup>4)</sup> 裁判所は、「わが州でプライバシー権がたとえ認められるにしても、当人の存在、体験、言論または行為について公衆の正当な関心があるとしたら、その氏名や肖像が新聞に登載されたからと言って、それを不当とすることはできない。……いかなる事情にせよ、新聞はその許可なしには写真を撮ることができないというような絶対権を原告が有するのでなければ、かかる訴権は認められない。そしてもしも各人がこのような権利をもつとしたなら、すべて新聞は合法的に行進や街頭風景の写真を公表することはできなくなる。われわれは、かような権利の主張を支持するわけには行かない。」と判示して損害賠償の請求を拒否した。

つぎの事件は、自分の子供を自動車事故で亡くした両親が、無断でその写真を掲載した新聞を訴えた事件であるが、裁判所はやはりプライバシー権の侵害を認めなかった。<sup>5)</sup> 「悲惨な事故の状況を詳細に報道する新聞記事やラジオ

放送は本件の場合の写真同様に、被害者の家族にとって苦痛多きものであろう。(しかしもしもこのような場合に原告主張の権利が容認されるとしたならば)、新聞は列車事故や航空機の衝突についても被害者の身体が確認できる限り、容易にその写真を掲載することはできなくなる。法は日常発生する、あらゆる困惑に対して救済を与えているものではない。他人に苦痛を与えることがらや、礼儀や上品な趣味に欠けていることがらで訴権を成立せしめないのも少くないのである。」との理由が述べられた。

第三の事例を示そう。事件の発端は離婚訴訟およびこれに付随する子供の監護問題にあった。審問の中途の休憩時間中に、ミネアポリス・タイムズのカメラマンが原告の抗議を無視して写真を撮った。カメラマンはさらに原告の妻および二人の子供の写真も撮って、これを新聞紙上に掲載した。賠償請求を取扱った連邦地裁は、かなりデリケートな事情が含まれるだけに、慎重な考慮をめぐらした上、つぎのように判断した。前二例とは異って、端的にニュース事件<sup>6</sup>とは言い切れない要素をもっており、プライバシー権の限界を知る上に重要な資料と思われるので、少々詳しく引用することにする。

「何が正当なニュース (legitimate news) かということ各人が決定すると仮定したら、疑もなくそれに関する意見は人によって著しくかつ決定的に異なると思われる。すなわち、ある種の人々は、離婚訴訟で明らかにされた私通に関する諸事情や訴訟事件でのわいせつな証言を、新聞が公表することは、ウォレンとブランドアイスが言ったように、単に好色的な嗜好を満足させるだけであって好ましくないと考えるであろう。他方では、市民は社会に起ったことがら、とくに法廷の事件について知る権利をもっているし、そのニュースが真実であり名譽棄損的でなく、かつ印刷するに適しニュース的価値がある場合には、公表されるべきであると考えるであろう。新聞は公衆を非難し、公衆がかかる事項を取扱ったニュースを提供せよと要求したのだと主張するに違いない。反対に公衆は、新聞こそその特権を逸脱して、庶民の低級な趣味に迎合し、もって販売量を増加せんがために、裁判所で容易に入手できるつまらないゴ

シップやセンセイショナルな物語をかき集めていると非難するであろう。すなわちそのようなニュースの提供が要求を生んでいるのであって、その逆は成立しない、」と。ともあれアメリカの民衆が開拓民当時から今日に至るまで、伝統的に裁判に関するニュース（刑事や家事の訴訟を含めて）に関心を抱いてきたことは否めない。

一方原告の立場としては、離婚と子供の監護をめぐる訴訟事件について、端からとやかく言われることを欲しないであろうことは推察できる。「しかしながら疑もない事実として、彼は自ら選んでその家庭生活の最も内密な、したがってまたスキャンダルなできごとを公開して裁判所の公式記録に載せ、またそうすることによって、名声、悪名およびスキャンダルを伴いがちな好奇心とゴシップから隔離された平和な生活を自ら放棄したのであり、またある意味では一般社会とくに彼を取囲む社会で準公共的な人物（quasi-public figure）になつたのである。さらに原告の妻が提出した離婚判決取消の請願に基いて、本裁判所の一判事が明らかにしたところによれば、彼女に対してだけでなく裁判所に対しても詐欺行為がなされたとの理由でこれを取消すべき十分な証拠があつたのである。この事実だけでも原告の家庭事情を公共のきびしい批判にさらしめるに充分であつて、*Berg v. Berg* 離婚訴訟事件はこの意味で通常の離婚訴訟以上の性格をもつものとなつている。ジョンズ事件で判示されているように、*△*プライバシー権は、不当かつ不必要な公共化の対象にされることなく、隔離されて自己の生活を送る権利だと定義される。一言で言えば、孤独でいる権利なのである。しかしながら、人は好むと否とにかかわらず、往々にして、公衆または一般の関心がそがれるできごとの主役として登場するに至ることがある。こうした場合、人は隔離された生活から抜け出したのであつた、かかる事件の記事とともにその写真を公表することは、その人のプライバシー権を侵害することにはならないのである。》……

さらにこの種のニュースには広く一般の関心が存することを否定できないし、またそうであつたとしても別に不思議ではあるまい。多くの人が天候に関心をもつのは、それがあらゆる階層の人に関連しているからである。同様に、

家庭事件、幼い子供の監護に関する両親などの間の論争、離婚手当および離婚原因として裁判所によって認められたその他の行為は、おそらく大多数の人々の関心事であろうが、それは多かれ少なかれこれらのことがらが友人、知人、場合によってはその家族に関連しておこるからである。しかもプライバシー権の原理を提唱した著名な著者達によって認められているように、それらのことは品位や礼節の甚だしい破壊であるに過ぎないのであるから、私生活上のこととして尊敬の觀念がたとえ非難するようなことであっても、これを抑圧しようとすることは決して望ましくはないであろう。……ニュースの内容が正当なニュースであるならば、その写真もニュースとして適當だと言わねばならない。したがって本裁判所が、被告によって公表された監護訴訟に関するニュースが正当なニュースの内容をなすし、当該事情の下ではこれと異なる見解は支持できないとの判決を下すことが正しいとするならば、右に示したような形でのバーグの写真を公表したことは法の承認するプライバシー権を何等侵すものではないとの結論に導かれざるをえない。……」

(二) 以上のほか、公表が公の記録に基いている場合は、さきあげたメルビン事件<sup>(8)</sup>の判旨から推定できるように、プライバシーの侵害は成立しないであろう。公簿に記録されることによって私生活の内容は公衆の眼にさらされることとなり、プライバシーは消失すると考えられるのであろう。つぎに示すケースの判旨中にもそのことを述べている。

(ホ) またプライバシー権は一般的にその性質上、本人の死亡とともに消滅すると解されている。このことはビルの十二階から投身自殺した妻の写真を夫たる原告の抗議を無視して掲載した事件<sup>(9)</sup>について、カリフォルニア控訴裁が明らかにしたところである。しかしまた他の事件では、奇型児の死体を裸体のまま撮影したことが両親のプライバシー権を不当に侵害したものととして、これを許した病院ならびに新聞社とカメラマンに対し損害賠償を命じたことがあり<sup>(10)</sup>。前者がニュース事件であり、後者はそうだとは言い切れないことに、この差異が生れるものであろうか。あるいは

は、後者の場合、奇型児の出産といふこと自体、その両親のプライバシーをも構成していると考えられるからである。おそらく両者が加味されているものと思われる。そうだとすれば、後のケースもこの原則の例外をなすものは解されなむ。

- (1) 前節註(2) 参照。 See 67 Harv. L. Rev. 1433~4 (1954).
- (2) *Sids v. F-R Publishing Corp.*, 2 Cir., 113 F. 2d 806; certiorari denied, 311 U. S. 711 (1940).
- (3) こういふことは、おそらくわが国以外ではほとんど問題となるまら。個人の尊厳といふことを自覚しているところでは、本人と家族とを同一視して、これに等しく関心をもちたいことではないのはあるまいか。なおこのことについては「むすび」参照。
- (4) *Themo v. New England Newspaper Pub. Co.*, 306 Mass. 54; 27 N. E. 2d 753 (1940).
- (5) *Kelly v. Post Publishing Co.*, 327 Mass. 275; 98 N. E. 2d 286 (1951).
- (6) *Berg v. Minneapolis Star & Tribune Co.*, 79 Fed. Supp. 957 (1949).
- (7) *Jones v. Herald Post Co.*, 230 Ky. 227; 18 S. W. 2d 972~3 (1929).
- (8) 前節註(1) 参照。
- (9) *Metter v. Los Angeles Examiner*, 35 Calif. App. 2d 304 (1939). なおこの事件では、原告は relational right of privacy とも言うべき権利をもち主張したが、容れられなかった。しかし(11)の事件では、このような権利についての配慮が働いているように見られる。
- (10) これと同趣旨を述べたものに、前掲ケリー事件(註(5))がある。
- (11) *Bazemore v. Savannah Hospital*, 171 Ga. 257, 155 S. E. 194 (1930). 類似のケースとして *Douglas v. Stokes*, 149 Ky. 506, 149 S. W. 849 (1912) がある。

#### 四 わが国の問題としてのプライバシー権

アメリカでプライバシー権がいかにかに取扱われているかについて概観したわれわれは、これをわが国の問題として見た場合いかにかにすべきかの考察をせまられる。因にイギリスにおけるこの権利の取扱を見るに、他の既存の不法行為

のどれかに該当するのでなければ、プライバシーそのものの侵害を認められた判例は未だない。<sup>(1)</sup>したがってブラックストーンやウィンフィールド (P.H. Winfield) やポッター (Harold Potter) などの不法行為論をひもといてみても、プライバシーの問題については一行たりとも触れていない有様である。われわれの態度も同様であつてよいものであるうか。

プライバシー権について比較的詳細な研究をされている河原博士すらも、アメリカの場合真実が名誉棄損の免責理由となることが多く、したがつてこの法域のほかにプライバシーの法域を設定する必要性が大であるに反し、わが国では債務の公表や人の過去を実名を使って映画化した事件などいづれも名誉棄損となるから、プライバシー権の承認の必要はさほど大でないと述べてこう結論している。「この権利は、米国においても未成熟の状態にあり、大体の輪廓が示される程度にすぎないものである点に鑑み、わが国にこれを採用することは尚早であり、只将来の問題として一応研究を試みたにすぎないのである」と。<sup>(2)</sup>

しかしながら、はたしてそう言い切ることが正しいかどうか、私としては疑問に思う。河原博士も参加しておられる新聞法制研究会の討議の中にも、かかる権利への配慮が望ましいことが述べられてあり、戒能教授の如きは従来から屢々このことについて言及しておられる。私はつぎのような理由から、この権利について学界法曹界の再検討を望んでやまない。アメリカで、プライバシー権とは私生活についての自由を不当な攻撃から防衛する権利として考えられてきている。したがつて公的な立場に自らを置いた者やニュースの対象になつた者にはプライバシーの主張は許されない。しかしそれを越えて不当に、他人の私生活に侵入し介入することは、まさに人格権に対する侵害だと考えられ、プライバシー権擁護の原理が前面に登場してくる。こう言つた不当な侵害は、わが国の場合決して少くない。二、三の例を示そう。雑誌ことに週刊誌やグラフ雑誌 (ピクチュチャー・ニュースと称するもの)、カメラ雑誌などにしばしば掲載される街頭写真や風景写真の人物がまず問題となる。報道の使命および読者の要求などを考慮すれば、人物の無断撮影は絶対に不可というわけには行かない。それでは街頭行進や体育大会その他種々の催物の写真報道は

すべて不可能ということになる。<sup>4</sup>しかし例えば歩道を散歩している姿をクローズアップするようなことは、風景写真の点景として考えられているにしても行過ぎというべく、本人の許可がなければプライバシーの侵害ありと断せざるをえない。人は独りで歩こうと友人や恋人とともに歩こうと、全く自由であるはずである。もしも顔を修正して本人たるものが識別できないようにでもしてあれば、問題は別である。これに似て、さらに違法性の濃いと思われるものに、服装雑誌や婦人雑誌における街頭写真の服装批判がある。無断で撮影するだけではない。服装理論にかけては一流と目される大先生方が欧米を行脚して肥してきた鑑識眼をもって、本人の服装の泥臭い点をこっぴどくやつつけている。しかも写真の当人と親しい友人や知人がその記事を見る機会は決して稀だとは言えまい。写された本人に見れば、「何を着て歩こうが私の勝手だわ」とでも言いたい気持になる。実害の拳証がなければ名誉棄損の訴えも無意味とあらば、<sup>5</sup>こう言った場合やはりプライバシー権の侵害として救済を与えることが至当と思われ<sup>6</sup>る。

さらにジャーナリズムの一般的傾向として、政治家や知名士の私生活を暴露し、私行の隅々に渡つてせんざくする癖がある。公人として振舞う者にとつては、いわゆる私生活も人の批判に耐えるものでなければならず、純然たる私生活の領域はないようにも考えられる。しかし前にも触れたように、公人としての活動と全く無関係な生活部面を、それらの人々が持つことも自由でなければならぬ。公的な活動に一応関係をもたない限り、本人が余暇に何をしようが勝手であろう。読者の好奇心に訴える必要ということで弁解はできないと考える。こう言ったことはジャーナリズムの品位、節度の問題であつて、法律上のことがらではないとの見方もある。けれども根本にこのような自由が存在することを認識せしめる必要があるし、極端な場合には法的救済を与えることも行過ぎとは言えまいと思う。またこれに関連することであるが、雑誌などに見られる人物評では往々にして、本人に対する批判を超越して（本人は批評の対象になるくらいだから、不当な批評には抗議することもできるし、一つの記事だけで人格権を侵害されるといつたことも起るまい）、家族の棚卸しにまで及ぶことが少くない。<sup>6</sup>子供の結婚が政略結婚だとか、子供にどんな性癖があるとか言つ



た類のことを書かれても反駁できず、もし応ずればかえつて世間の注目をひくというような場合、はたして書かれ損でよいのであろうか。そのほか、最近流行した「書きますわよ」式の暴露記事にも同様の問題がある。名誉棄損の救済が主として財産的損害の立証であつた場合にのみ与えられ、精神的損害のみの発生では救済を否定される傾向が強い今日、右のような事例に対する救済はプライバシー権に求める以外に手はないのではなからうか。

もとより、名誉棄損法の展開によつて、右のようなケースが救われるに至る可能性もないわけではない。そうした暁には、プライバシー権への期待もかなり減少することも予想される。しかしその場合でも、名誉棄損は被害者本人の社会的評価の低下という対外的な側面における侵害にかかり、私生活の自由そのものには関係しない。したがつてプライバシー権ということが省みられてよいわけである。外部からの無意味な干渉は遠慮して欲しい——こう言つた要求は個人と社会との連繋が強まつてきている現状を無視しているようにも考えられようが、すべてを硝子張りにし公開せねばならぬ義務が各人に課せられているわけではないし、今日改めてわが国で要請されている個人の尊厳という理念の中には、かかる自由が当然に内包されていることを忘れてはなるまい。

(1) See Street, *The Law of Torts*, P. 420. ただし著者は一節を設けて「Is an interest in privacy protected?」と題して、この問題に言及している。アメリカにおけるこの権利の確認ということを念頭においてのことと考えられる。

(2) 河原「言論及び出版の自由」一三六頁。

(3) 日本新聞協会編「新聞の自由」一七二頁参照。

(4) 前節に記したシーモア事件(註(4)参照)判旨の中にも、このことに触れた一節がある。

(5) 大抵の名誉棄損事件では、実害(財産的損害)の挙証がないと救済は認められないのが例である。

(6) 大宅壮一「野上弥生子論」(文芸春秋、昭和三十一年十一月号)はその一例。